

「2012年3月期第1四半期決算説明会」主なQ&A

【特別損失の追加発生の可能性について】

Q：特別損失における原子力損害賠償費の考え方について、現時点で見通せる最低限の金額を計上したということでしょうか。今後、修正していく可能性はありますか。

A：原子力損害賠償費については、現時点で合理的な見積りが可能な最大限の額を計上しました。したがって、現時点で見積りが不可能なものについては計上していません。特に風評被害については、因果関係の立証について困難なものが多く、算定が非常に難しいですが、今後の交渉の中で基準を作り、個々の事案についてそれぞれ公平かつ合理的に算定していくことになると考えています。原子力損害賠償費については、今後裾野が広がり、金額が大きくなる可能性はありますが、これについては、偶発債務として決算短信に注記を付しています。

Q：今回、福島第一原子力発電所1～4号機に関し、災害特別損失として約700億円を追加計上していますが、今後金額が増加する可能性はどの程度あると考えていますか。

A：福島第一原子力発電所1～4号機の当面の安定化費用として、693億円の災害特別損失を追加で計上しました。今後については、毎月のロードマップの更新に際し、新たな課題や工程の変化分等があれば、それを金額に置き換えて適時適切にお知らせしてまいります。

【資金調達の展望について】

Q：原子力損害賠償支援機構法の成立によって、資金調達の状況に変化はありますか。

A：法律の成立前は、様々な不確実性が存在していたことから、当社の資金調達は厳しかったことは確かです。金融機関に対しては、以前から真摯に丁寧なご説明をしてきたところであり、ご支援をいただけてきました。支援機構法の成立をふまえ、今後もより一層の信頼をいただけるよう努力してまいります。

【中期的な需要見通しについて】

Q：需要の見通しについて、第1四半期の実績は前年同期比で12%程度のマイナスになっていますが、これは電気の使用制限の影響と考えているのでしょうか。それとも中期的に、このレベルが東京電力エリア内でのトレンドとなっていくと考えているのでしょうか。

A：第1四半期の需要実績は、概ね前年同期比10%以上のマイナスとなりましたが、電力使用制限、夏季ピーク時における節電のお願いといった、官民上げての取り組みを実施した影響だと考えています。一方で生産力は回復してきており、産業用需要については、来年は水準を戻してくると見込んでいます。

【支援機構法の下での資金援助等に係る会計処理及び債務超過の可能性などについて】

Q：支援機構が動き出した後は、損害賠償に伴う特別損失とほぼ同額のもの支援機構への請求権の資産計上という形で貸借対照表上バランスされるとの理解でよいでしょうか。

A：政府の「東京電力に関する経営・財務調査委員会」による報告書の取り纏めを受けて、

特別事業計画を策定します。そして、支援機構へ支援の申請を行い、支援金を頂戴するということとなります。支援のお願いと支援金の受け取りにタイムラグは出てきますが、その影響を除けば、資産側には支援機構からの資金援助、負債側には原子力損害賠償といった形で、資産・負債両建ての会計が実現し、損害賠償による債務超過のリスクを低減できると考えています。

Q：原子力損害賠償支援機構法が成立したが、今後債務超過となることを想定していますか。
A：「原子力発電事業者を債務超過にさせない」という6月14日の閣議決定については役割を終えたとの附帯決議がなされましたが、支援機構法は「原子力発電事業者を債務超過にさせない」という考え方そのものが具体化されたものだとして認識しています。

Q：与野党間の修正協議を経て、支援機構法に「株主その他の利害関係者に対し、必要な協力を求めなければならない」との内容が追記されましたが、「その他の利害関係者」「必要な協力」とは、それぞれ何を指していると考えているのでしょうか。

A：法律の解釈については申し上げる立場にありませんが、当社としては、現時点で既に株主その他の利害関係者の皆さまから十分なお支援、ご協力をいただいていると考えており、また、そのことに対して大変感謝しております。株主の皆さまには事故発生後、大幅に株価が下落してしまったことや、従来の配当政策を取り下げ無配となってしまったことで大変ご迷惑をお掛けし、申し訳なく思っています。一方、金融機関の皆さまには、短期資金の借り換えにに応じていただいたことに大変感謝しております。

【原子力発電所の見直しについて】

Q：定期検査中あるいは今後定期検査入りが予定されている原子力発電所の各プラントについては、ストレステストの実施や、立地地域への丁寧な説明等が必要かと思いますが、今後、会社としてどのように進めていくのでしょうか。

A：当社としては、政府の「事故調査・検証委員会」の報告を踏まえた事故原因の独自検証を速やかに進めるとともに、ストレステストの一次・二次評価の実施、関係各所への報告等を着実に進めてまいります。

以上